

消防の動き



2019
5
No.577

- 平成30年度救急業務のあり方に関する検討会報告書の概要
- 「動力ボートの効果的活用による救助技術の高度化に関する検討会」報告書の概要
- 平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会報告書の概要



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

平成30年度救急業務のあり方に関する
検討会報告書の概要 4

特報2

「動力ボートの効果的活用による救助技術の
高度化に関する検討会」報告書の概要 9

特報3

平成30年度石油コンビナート等防
災体制検討会報告書の概要 11

令和元年5月号 No.577

巻頭言

新たな時代、未来社会への安全と安心を目指して (大阪市消防局長 城戸 秀行)

Report

- 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書の概要 15
消防防災科学技術研究推進制度における平成31年度新規採択課題の公表 18

Topics

- 平成30年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)の開催 19
「平成30年度全国消防団員意見発表会、消防団等地域活動表彰式、
防災功労者消防庁長官表彰式及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式」について 20
映画「貞子」とタイアップした火災予防広報用ポスターの作成 23

先進事例紹介

- 釧路コールマイン(株)の協力による実火災体験型訓練の実施について
(北海道 釧路市消防本部) 24

消防通信～望楼

- 東京消防庁小金井消防署(東京都) / 相模原市消防局(神奈川県)
東近江行政組合消防本部(滋賀県) / 八尾市消防本部(大阪府) 26

消防大学校だより

- 消防研修第105号(特集:大規模風水害対策)の発行 27
平成31年度 消防大学校 客員教授について 28
平成31年度 特別講習会及び消防大学校フォーラムの開催について 28

報道発表

- 最近の報道発表(平成31年3月24日～平成31年4月23日) 29

通知等

- 最近の通知(平成31年3月24日～平成31年4月23日) 30
広報テーマ(5月・6月) 30

お知らせ

- 風水害に対する備え 31
e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ 32
令和元年度市町村長の災害対応力強化のための研修の開催 33



■ 表紙
本号掲載記事より

新たな時代、未来社会への 安全と安心を目指して



大阪市消防局長 城戸 秀行

1400年の歴史のある街「大阪」は、古くから海上や陸上の交通の便がよく、多くの人が集まり、経済の中心として栄えてきました。

5世紀ごろには、現在の大阪市中央区付近に存在したとされる難波津（なにわづ）が、その当時に新しく開港した港として、朝鮮や中国のほか、アジア諸国から訪れる人々を迎える日本の玄関口として利用され、貿易と文化交流において重要な役割を果たし、国際的な都市として発展してきました。

1970年、世界の77カ国が参加し、国内外から1日平均3万人の来場者を記録した万国博覧会が大阪で開催され、世界中からたくさんの人が集まり、大阪が一気に国際色の豊かな街になりました。

また、当時の万博では、交通手段となる高速道路や地下鉄、モノレールの建設など、大規模な開発が進み、現在も日常の交通手段として、多くの人々に利用されています。

万博開催中の安全面では、万博消防として、特設消防署と2つの出張所を配置するとともに、大阪市消防局をはじめ、隣接する消防本部から160名の隊員を派遣して、消防ポンプ車、救急車など24台を運用し、開催期間中に発生した火災や救急などに対応しました。

そして2025年、再び万博が大阪で開催されることとなりました。

大阪市此花区にある人口島「夢洲（ゆめしま）」をメイン会場として、『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマに、「2025大阪・関西万博」として185日間の開催が予定されており、今から6年後の開催に向けて、準備が進められているところです。

このように万博機運が高まる中、万博に先駆けて、今年の6月28日、29日の2日間、世界最高峰の国際会議「G20大阪サミット」が開催されます。

このサミットには、37の国と地域、国際機関からG20の首脳のほか、招待国の首脳、国際機関の代表などが参加し、世界経済に大きな影響を与える地球規模の課題について議論されます。

開催期間中は、各国要人やマスコミ関係を合わせ来阪者数は3万人を見込んでいるとともに、大都市の都市部で行われることもあり、安全で安心な会議環境の確保が絶対条件となっています。

そこで大阪市消防局では、昨年4月より消防局内に「サミット消防対策室」を設置して、各関係機関とともに万全の準備を進めており、今年度最初の大きな国際行事を成功させることで、安全な都市「大阪」を世界に発信できるとともに、国内外から大阪を訪れる、すべての方々の安心につながるものと考えています。

G20サミット、万博と国際行事が続く中、益々国際化が進み、国際都市としての都市格を備えていく上で、昭和23年3月の自治体消防の発足と時を同じくして、初代局長が示された局是「明・強・敏（明るく、共に励みて強からめ、いざ立つときは敏く応えて）」を基本理念として、71年の歴史を受け継ぎながら、いつの時代もその局是のもとに、職員が一丸となって任務を全うしていかなければならないと考えます。

今年は、年号が「平成」から「令和」に変わり、新たな時代が始まりましたが、これからも私たち大阪市消防局は、地域住民や地域の事業所、各関係団体と連携を図り、市民の皆様が安心して暮らせる災害に強いまち、安全な都市をめざして、未来の地域社会に根ざした消防施策を進めてまいります。

平成30年度救急業務のあり方に関する 検討会報告書の概要

消防庁救急企画室

はじめに

消防庁救急企画室では、高齢化を背景として救急需要が増大する中、救急車の適正利用の推進や救急業務の円滑な実施と質の向上等、救急業務を安定的かつ持続的に提供し救命率の向上を図ることを目的に、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」（座長：山本保博 一般財団法人救急振興財団会長）を開催しました。検討会では、救急業務を取り巻く諸課題やその対応策について、有識者を交えて3回にわたり検討を行いました。今回、平成31年3月にまとめられた検討会報告書の概要について紹介します。

1. 検討の背景と目的

平成30年中における全国の救急自動車による救急出動件数は約661万件、搬送人員は約596万人で、いずれも過去最多を更新しました。救急出動件数の増加等を要因に、救急活動時間は延伸傾向にあり、平成29年中の病院収容所要時間（119番通報から病院等に収容するまでに要した時間）は39.3分となっています。

このような背景から、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくための課題に対応するため、今年度の検討会では、「救急車の適正利用の推進」、「救急業務

の円滑な実施と質の向上」等を目的に、検討項目（図表参照）について検討を行いました。

2. 各検討事項の概要

(1) 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施

近年、高齢者の救急需要が増加する中で、救急現場において、傷病者の家族等から本人の心肺蘇生の中止の意思を示される事案が生じており、一刻を争う差し迫った状況の中、救急隊が対応に苦慮することが課題となっています。

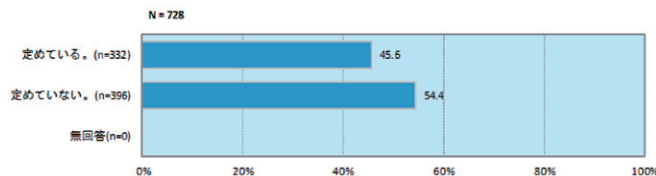
このような事案については、全国救急隊員シンポジウム等で議論されるなど、救急関係者による議論や研究が活発に行われ、その成果も出てきています。

こうしたことを背景として、今年度は検討部会を設置し、「心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関する実態調査」を実施し、全国の現状を把握するとともに、救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応の現状等のヒアリングを実施しました。

～心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関する実態調査（抜粋）～

○ 心肺機能停止状態である傷病者の家族等から、傷病者本人が心肺蘇生を拒否する意思表示をしたことを伝えられた場合の対応方針について、対応方針を「定めている」と回答した消防本部は45.6%（332本部）、「定めていない」と回答した消防本部は54.4%（396本部）となっている。

対応方針の策定の有無



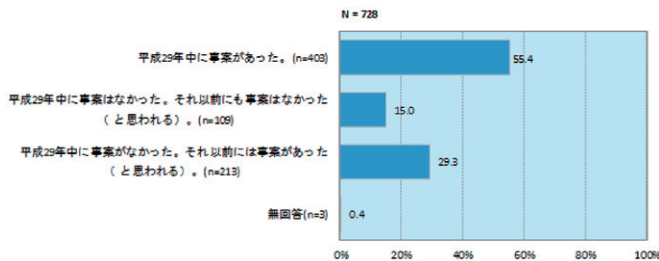
図表 平成30年度救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目

平成30年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項		
高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率を向上させるため、「救急業務の円滑な実施と質の向上」や「救急車の適正利用の推進」等について検討を行う。		
救急業務の円滑な実施と質の向上	救急車の適正利用の推進	その他
1. 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施 検討部会（WG）設置 高齢者の救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から心肺蘇生の中止を求められる事案が生じていることから、消防本部等の取組状況の実態調査、課題の整理及び検討を行う。	3. #7119（救急安心センター）事業の充実 #7119（救急安心センター事業）について、共通の統計項目を定め、実施効果の事業効果測定し、一層の普及につなげるとともに、事業の検証及び改善を促し、効率的・効果的な事業運営を推進する。	5. 救急隊の感染防止対策（WG設置） 近年、感染症の国際的な感染拡大が懸念されていることから、救急隊の感染対策の強化を図るため、救急隊の感染対策マニュアルの作成等について検討を行う。
2. 救急活動時間延伸の要因分析 救急需要の増大を背景として、救急活動時間が延伸傾向にあり、救命率への影響が懸念されることから、救急活動時間延伸の要因分析及び短縮に向けた検討を行う。	4. 緊急度判定の実施（WG設置） 119番通報時・救急現場における緊急度判定の教育体制及び対応マニュアル等の検証を行うとともに、平成31年度の検証に向けた効果の測定方法の検討を行う。	6. 救急業務に関するフォローアップ 全国の消防本部における救急業務の取組状況について、都道府県及び消防本部を個別訪問し、必要な助言を行い、救急業務の円滑な推進に資するための支援を行う。



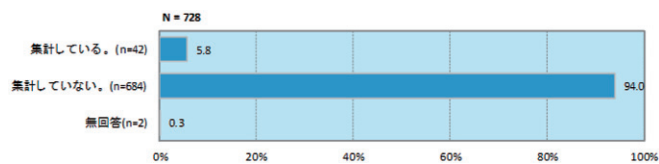
○ 心肺機能停止状態である傷病者の家族等から、傷病者本人が心肺蘇生を拒否する意思表示をしていたと伝えられた事案の経験の有無について、「平成29年中に事案があった。」と回答した消防本部が最多で55.4%（403本部）、次いで、「平成29年中に事案がなかった。それ以前には事案があった（と思われる）」と回答した消防本部は29.3%（213本部）、「平成29年中に事案はなかった。それ以前にも事案はなかった（と思われる）」と回答した消防本部が15.0%（109本部）となっている。

傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望まないといえられた事案の有無



○ 傷病者は心肺機能停止状態であるが、傷病者本人が心肺蘇生を拒否する意思表示をしていたことを、家族等から伝えられた事案について、消防本部での集計の実施の有無は、「集計している」が5.8%（42本部）、「集計していない」が94.0%（684本部）となっている。

傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望まないといえられた事案の集計の有無



救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望まないといえられる事案について、今回、初めての全国の消防本部の実態調査を実施しました。また、既に長期間にわたり心肺蘇生を中止する運用を行っている消防本部について、事案の詳細や救急隊の対応状況など対応、取組を調査しました。今後、今回の全国実態調査の結果や取組事例などをもとに、傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望まないといえられる事案について、検討を進めていきます。

また、今回の全国実態調査によれば、このような事案について集計している本部は42本部と少なく、まだ十分に明らかになったとは言えない面があることか

ら、今後、事案の実態調査を更に進めていくことが望まれます。

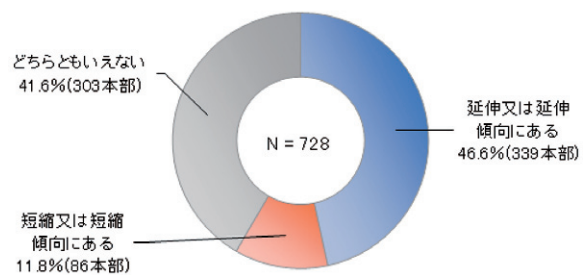
(2) 救急活動時間延伸の要因分析

救急出動件数は、一貫して増加を続けており、平成29年中の救急自動車による救急出動件数は約634万件と過去最多を更新し、10年前に比べ19.9%増加しています。一方で、救急隊数は10年前に比べ6.1%の増加にとどまっています。

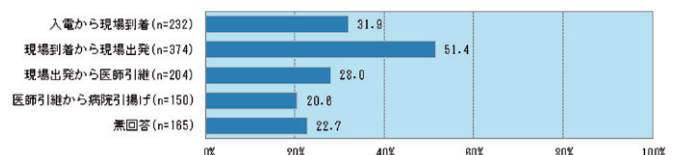
救急自動車による現場到着所要時間は全国平均で8.6分、病院収容所要時間は全国平均で39.3分となり、救急出動件数の増加とともに救急活動時間は延伸傾向にあることから、救急活動時間の延伸の要因と短縮に向けた取組について、消防本部へのアンケート調査や救急現場実態調査等により現状を把握し、救急活動時間の延伸要因についての調査、短縮に向けた取組の検討及び先進的事例の収集を行うこととしました。

アンケート調査及び救急現場実態調査から、各フェーズにおける救急活動時間延伸の要因として、「入電から現場到着」では、救急要請の増加による直近隊の不在、道路渋滞に伴う現場到着の遅延等が挙げられ、また、「現場到着から現場出発」では、救急救命処置の拡大に伴う現場活動時間の延伸、傷病者等からのニーズの多様化による医療機関選定に伴う連絡回数及び連絡時間の増加並びに医療機関側から求められる情報量の増加等があげられました。

救急活動時間の状況について



救急活動を4つのフェーズ(①入電から現場到着、②現場到着から現場出発、③現場出発から医師引継、④医師引継から病院引揚げ)に分けた場合、現場活動時間が延伸(又は延伸傾向)のフェーズ及びそのフェーズにおいて考えられる延伸の要因<複数回答> N = 728



また、各消防本部における救急活動時間短縮に向けた取組として、通信指令員による迅速な出動指令などの通信指令との連携、携行資器材の選択などの救急活動の工夫、医療機関との顔の見える関係の構築など、様々な取組が行われていることが把握できました。

一方で、安易に時間短縮を押し進めることによる、事故の発生や救急活動の質の低下について懸念する声もあり、救急活動時間の短縮は取組むべき重要な課題であるものの、救急活動時間の短縮のみを目的とした救急活動は、傷病者に不利益を生じさせる可能性があることに留意する必要があるとされ、傷病者の病態等を踏まえ、時間短縮のみではない、効率的・効果的な救急活動を目指す必要があり、各地域における延伸要因をそれぞれが把握し、活動時間の効率化を図ることが望まれるとされました。

(3) #7119 (救急安心センター事業) の充実

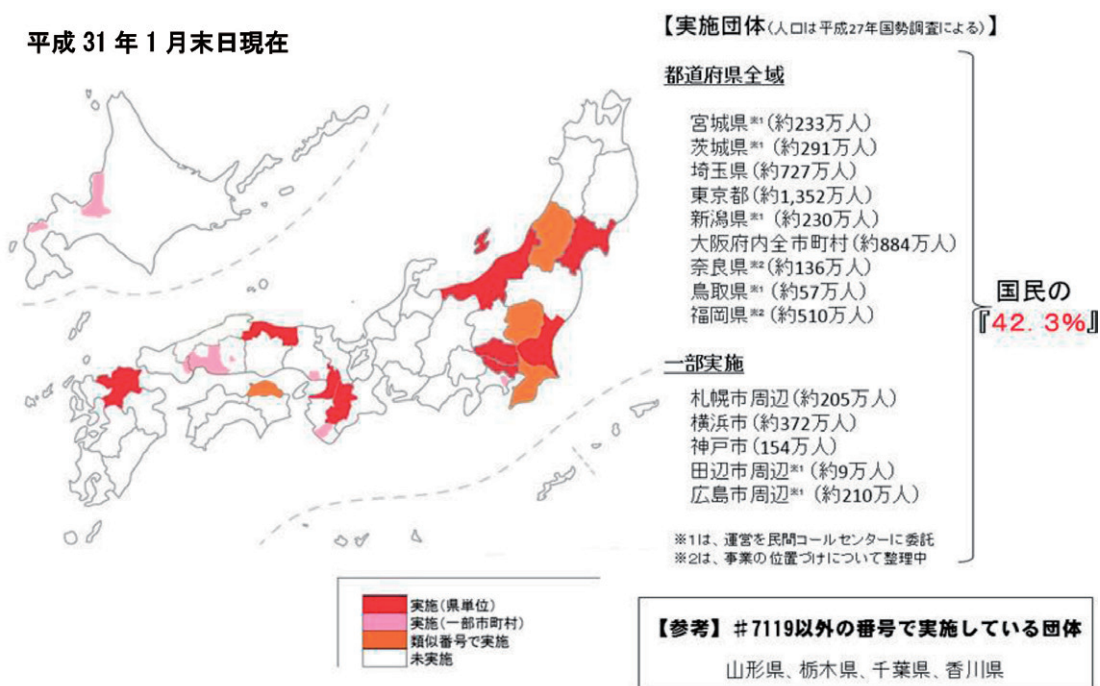
#7119 (救急安心センター事業) は、住民が急な病気やケガの際に、専門家が相談に応じる電話相談窓口であり、救急車の適正利用を促すとともに、住民が適切なタイミングで医療機関を受診する上で極めて有効な事業で、平成31年1月末日現在、全国14地域で事業が実施されており、国民の約42.3%がカバーされています。

平成30年度の検討会では、#7119の統計項目について整理を行いました。団体の基本情報については、事業展開のための資料として活用するとともに、相談ごとに収集した項目を加え各実施団体で共有し、事業の更なる効率化を目指すことが期待されました。また、プロトコール改定に係る項目や、事業の効果の把握については、今後とも消防庁が積極的に関与することが望ましいとされました。

その他、実施団体からは検証体制の必要性の指摘があったほか、本事業への都道府県の関与のあり方、SNSの活用などについて意見交換がなされ、#7119を、「いつでも、どこでも、同一番号で相談が行えるもの」とするため、今後は、これまで導入があまり進んでいない人口集積地以外の地域での一層の普及を図る必要があります。こうした地域における課題を整理し導入したときの効果を検討することが有効であると考えられるとされました。

また、#7119を適切に実施していくためには、効果の検証や関係機関（行政機関・医師会等）の連携のあり方に等について検討を続けることも重要であると考えられるとされました。

#7119救急安心センター事業) 等の実施状況



(4) 緊急度判定の実施

平成29年度の検討会では、119番通報時及び救急現場のいずれにおいても、救急出動・搬送の可否に係る緊急度判定を実施していく具体的な方策として、緊急度判定を行う上での対応マニュアル（緊急度に応じた対応のあり方、接遇・説明、記録の残し方）の作成や教育体制のあり方についての検討が必要であるとされました。このことから、平成30年度は、119番通報時及び救急現場での救急出動・搬送の可否に係る緊急度判定についての実施状況、緊急度判定を実施するに当たっての対応マニュアル、救急隊員や通信指令員への教育等についての実態調査を実施し、課題の整理を行いました。

平成29年度からの3年間のスケジュール

項目	平成29年度	平成30年度	平成31年度
消防本部に対する実態調査	実態調査・課題抽出	課題解決策の検討	モデル地域において実施・検証
実運用可能な緊急度判定支援ツールの開発 ※消防防災科学技術研究にて実施	119番通報時・救急現場における緊急度判定支援ツールの開発及び実施・検証準備		
対応マニュアル (接遇・説明、不審症状のアンケート、記録の残し方等)の策定	実態調査	対応マニュアル策定	
消防職員への教育	実態調査	教育体制の構築	
救急車以外の医療機関への受診手段のあり方 ※消防防災科学技術研究にて実施	緊急度に応じた搬送先選定と搬送手段のあり方の検討	ガイドライン策定	

次年度のモデル地域において、平成30年度作成した119番通報時・救急現場における緊急度判定の導入及び運用手引き（案）や、検証に必要とされる記録、緊急度判定の有用性及び精度の検証方法を活用しながら実施・検証を行い、その結果等を踏まえて修正を行った上で手引きや緊急度判定の有用性、精度の評価方法等を全国に情報提供していくことが必要であるとされました。

緊急度判定の導入及び運用手引き（案）
（119番通報時） （救急現場）

119番通報時
緊急度判定の導入及び運用
手引き
(案)

平成 年 月
消防庁

救急現場
緊急度判定の導入及び運用
手引き
(案)

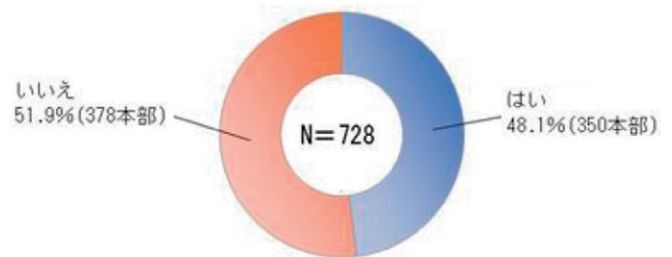
平成 年 月
消防庁

また、教育体制については、各所属や消防学校等の様々な場面での、救急業務に携わる職員の生涯教育という観点から、教育カリキュラムや教育の到達目標等が必要であると考えられ、今後、救急業務に携わる職員が、緊急度判定を習熟・実践するための効果的な教育体制についての議論が望まれます。

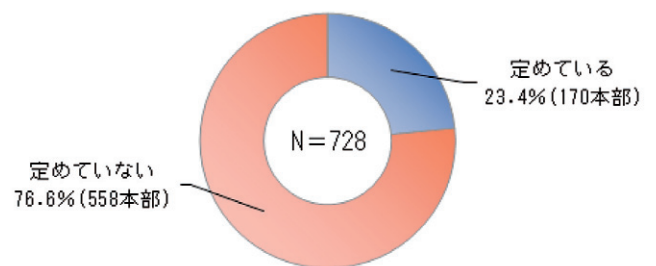
(5) 救急隊の感染防止対策

平成29年度に消防庁が実施した「感染症対策に関する現況調査」の結果によれば、感染防止対策マニュアルの整備や感染防止に関する研修を実施している消防本部は、全国の約半数であるなど、消防機関における感染防止対策は必ずしも十分とは言えない状況が示されています。

感染防止対策マニュアルの整備の有無



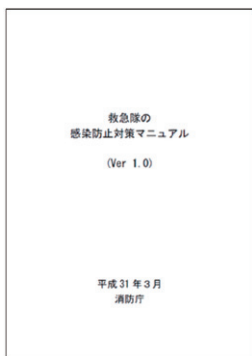
職員の感染防止に関する責任者の有無



こうしたことから、救急隊の感染防止対策の体制整備・充実を図ることを目的として、既存の消防本部のマニュアルに共通した記載項目等を基本として、最新の医学的知見を踏まえた血液・体液等への曝露時の対処方法や資器材の消毒方法等を集約し、救急活動に際して実効性のある感染防止対策マニュアルを作成しました。



感染防止対策マニュアル



また、消防機関における感染防止管理体制や感染防止管理に係る医学的な質の保証について例示しました。

今後、全国の消防本部においては、本検討会において作成された感染防止対策マニュアルを参考として、マニュアルの整備や見直しを進めることが望まれます。

また、マニュアルの整備だけではなく、各本部での感染防止管理体制の構築や、研修等による感染防止に対する意識付け等によって、救急隊員自身の感染症に対する安全確保や、傷病者等への感染拡大防止を目的とした、実効性のある感染防止対策が行われることが期待されます。

(6) 救急業務に関するフォローアップ

救急業務に関する取組状況について、救急業務に関するフォローアップとして、アンケート調査により全国の実態を把握するとともに、都道府県の担当部局とともに消防本部を個別訪問し、現状及び課題の認識の共有並びに必要な助言を行いました。

来年度も引き続き、アンケート調査及び個別訪問によるフォローアップを継続することで、救急業務の全国的なレベルアップを図っていきます。

おわりに

平成30年度の検討会においては、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する各消防本部における現状の把握をはじめ、救急活動時間延伸の要因と短縮に向けた取組状況の把握、#7119に関する統計項目の整理、来年度実施予定の緊急度判定の実施・検証に向けた効果測定方法等の検討、救急隊の感染防止対策マニュアルの作成及び感染防止管理体制など、多岐にわたる検討のほか、救急業務に関するフォローアップとして、各地域の救急業務への取組状況の把握など、救急業務のあり方について多くの成果をまとめることができました。

本報告書が各地域で有効活用され、救急救命体制の充実・強化の一助となり、我が国の救命率の向上につながることを期待しています。

問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529



「動力ボートの効果的活用による救助技術の高度化に関する検討会」報告書の概要

消防庁国民保護・防災部参事官

1 はじめに

消防庁では、多発する台風や局所的豪雨等による水災害に対する救助活動の充実を図ることを目的として、「動力ボートの効果的活用による救助技術の高度化に関する検討会」を開催し、動力ボートによる救助活動を安全かつ効果的に実施するための活動の要領等について検討を行った。

本稿では、平成31年3月に取りまとめられた当該検討会報告書の概要について紹介する。

2 検討の背景・目的

動力ボート（エンジンの付いた救命ボート）は多くの消防本部が保有する資機材であり、また、水難救助事象において要救助者を安全確実かつ機動的に救出できる非常に効果的な資機材である一方で、技量が伴わない操縦者が取り扱った場合、要救助者を迅速に救助できないだけでなく、船外機により要救助者や救助隊員を傷つけてしまう危険性のある資機材でもある。

しかしながら、消防機関のボートレスキュー（動力ボートによる救助活動）技術が標準化されたものは整備されておらず、また、近年、台風や局所的豪雨等による浸水被害が毎年のように発生していることを踏まえると、災害現場で効果的に動力ボートを活用するための技術の標準化が喫緊の課題であった。

そのため、消防庁では、動力ボートの操船に関連する



平成30年7月豪雨におけるボートによる捜索(提供:倉敷市消防局)

各分野の専門家や関係消防本部の委員を交えて、動力ボートを有効活用し安全で効果的な救助活動を実施することを目的として検討会を開催し、報告書を取りまとめた。

3 主な論点

(1) 船長の責務について

消防機関によるボートレスキュー技術の高度化を図るうえで、船長という概念を根付かせ、船長中心の指揮系統を敷くことについての是非や、隊長と船長の責任の棲み分けについて検討した。

(2) 乗船者の任務分担について

操縦者と乗員が効果的に連携するために、乗船者の任務分担及び乗船位置について検討した。

(3) メンテナンスの重要性について

消防機関のボートレスキューにおいてエンジントラブルが多く発生していることを踏まえ、メンテナンスの重要性について検討した。

(4) バックアップ体制（2艇運用）について

万が一の事故発生に備えるため、バックアップ体制の必要性について検討した。

(5) 操船・救出要領について

消防機関のボートレスキューに必要な操船技術及び救助技術について検討した。

(6) 必要な装備・資機材について

急流河川や波浪等、外力（風や流れ）の影響を強く受ける活動環境や浸水域等におけるボートレスキューに必要な装備・資機材やボートの仕様等について検討した。

(7) 危険要因について

消防機関のボートレスキューにおける様々な危険要因について検討した。

(8) 訓練・教育体制について

教育・訓練体制の現状と課題を踏まえ、効果的な教育・訓練体制について検討した。



4 検討方法

- (1) ボートレスキュー分野の有識者、関係省庁、消防機関等の委員により構成（表1参照）検討会を計4回開催し、検討を行った。
- (2) 全国の消防本部に対して実施した、動力ボートを活用した運用体制、マニュアル整備状況、訓練状況等の実態調査結果及び奏功・ヒヤリハット事例等を踏まえて課題を抽出し、安全かつ効果的な救助活動要領等について検討を行った。

表1 検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

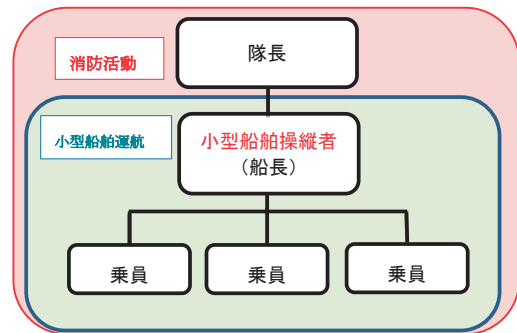
氏名	所属・役職等	備考
安倍 淳	一般社団法人日本小型水難救助艇協会代表理事	有識者等
石川 仁憲	国際ライフセービング連盟 ILS Rescue Commission委員	
石原 典雄	国土交通省海事局安全政策課長	
榎本 雄太	海上保安庁交通部安全対策課長	
菊地 太	一般財団法人日本ライフセービング協会 溺水防止救助救命本部副本部長	
河野 順	日本小型船舶検査機構業務部長	
◎小林 恭一	東京理科大学総合研究院教授	
田辺 晃	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会 試験部長	
東城 英雄	海上保安庁警備救難部救難課長	
山岡 宏	全米安全運航州法管理官協会安全運航指導員	
吉村 高寛	公益財団法人マリンスポーツ財団事業部長	消防関係機関
五十嵐潤一	東京消防庁警防部救助課長（平成30年9月まで）	
槇野 稔	東京消防庁警防部救助課長（平成30年10月から）	
稲継 丈大	全国消防長会事業部事業企画課長	
岡本 拓司	北九州市消防局警防部警防課長	
川勝 隆	藤沢市消防局参事兼警防課長	
篠原 秀和	大津市消防局警防課長	
東谷 浩二	西宮市消防局警防部警防課長	
牧野 英二	名古屋市消防局消防部特別消防隊長	

◎ 座長

5 報告書の要点

- (1) ボートレスキューの基本事項
 - ・ 小型船舶操縦者（船長）としての心構え
 - ・ ボートレスキューの基本原則
 - ・ 個人装備・資機材の選定
 - ・ 膨脹式救命ボート（IRB：Inflatable Rescue Boat）及び船外機の諸元・性能
 - ・ 乗船者の任務分担
 - ・ ボートの組み立て要領
- (2) 操船・救出要領

- ・ 船の原理及び基礎知識
- ・ 操船要領
- ・ 基本的救出要領
- ・ 外力（流れや波等）の影響がある場合の留意事項
- (3) 事故発生時の対応要領
 - ・ 各種エンジントラブル時の対応要領
 - ・ 事故発生時の対応要領
- (4) 点検・整備要領
 - ・ 発航前検査（点検）
 - ・ 使用後点検及び整備
 - ・ 点検整備時のトラブル事例
- (5) ボートレスキューに必要な知識及び安全管理要領
 - ・ 河川、波、潮流等の知識
 - ・ 安全管理要領



基本的救出要領（撮影協力 藤沢市消防局）

6 おわりに

消防庁では、報告書の内容を踏まえて、「動力ボートの効果的活用マニュアル」を定め、都道府県を通じて各消防本部に周知した。

※平成30年度救助技術の高度化等検討会報告書（消防庁ホームページ掲載）
(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/douryokuboa.html)

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付
担当：乾補佐、福島係長、足立事務官
TEL: 03-5253-7507

平成30年度石油コンビナート等防災体制 検討会報告書の概要

特殊災害室

1 はじめに

消防庁では、東日本大震災やその後に発生した重大事故を踏まえ、津波による災害やBLEVEに至る災害シナリオの追加、長周期地震動及び液状化による災害シナリオの刷新などを盛り込んだ「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（以下、「防災アセスメント指針※1」という。）の改定を行い、石油コンビナート等防災計画（以下、「防災計画」という。）の見直しを促してきました。

また、当検討会でも、各防災本部がスムーズに訓練に取り組むことができるよう、「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル※2」を作成するとともに、訓練のあり方についての提言を行ってきたところです。

防災アセスメント指針の改定や、訓練のあり方の提言から一定の期間が経過し、各防災本部においては、さまざまな取り組みが行われているところですが、これまで、各防災本部では、他の本部の取り組みについては知る機会がありませんでした。

そこで、「平成30年度石油コンビナート等防災体制検討会（座長：小林恭一東京理科大学教授）」では、各防災本部の防災計画、防災訓練の現状について調査するとともに、各防災本部において参考となる事例を抽出し、優れた点について分析、整理して報告書としてとりまとめましたので、本稿においてその概要を紹介します。

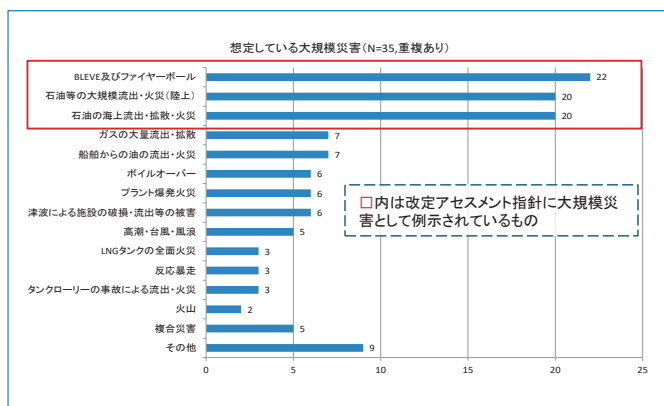
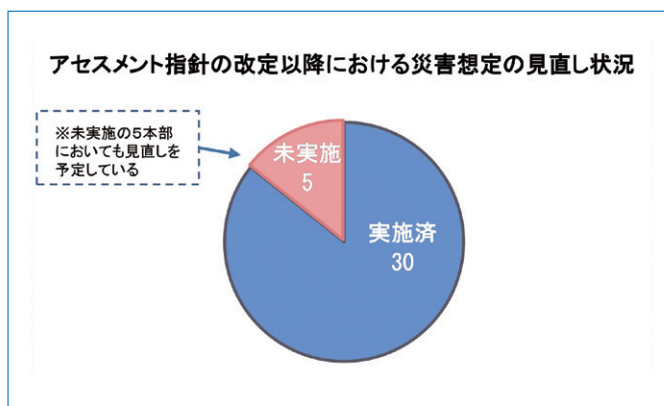
【参考】

※1 石油コンビナートの防災アセスメント指針
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento100_44_houkokusho_assessment.pdf

※2 石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento176_30_manual.pdf

2 防災計画の見直し状況

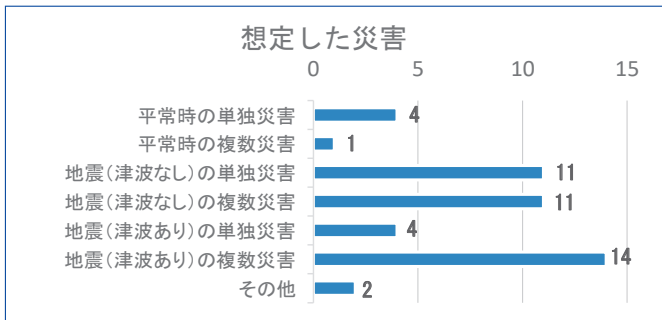
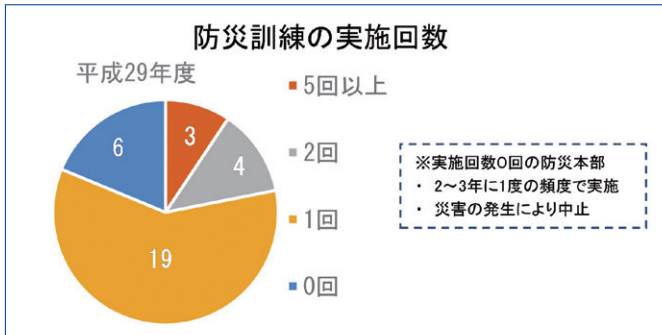
防災アセスメント指針の改定以降、ほとんどの防災本部で改定の趣旨をふまえた防災計画の見直しが行われていました。





3 防災本部が関わる防災訓練の現状

ほとんどの防災本部で地震による災害を想定した訓練が年1回以上実施されており、大規模災害への備えがなされていることが確認されました。



4 防災計画に基づく取り組みの参考となる事例

各防災本部では、防災計画に基づき、工夫を凝らしたマニュアルづくりや体制整備が行われていました。取り組みのうち、特に参考にしていただきたい事例は次のとおりです。

- ⇒災害等に関する基礎知識が習得できる手引き書の作成【神奈川県・千葉県】
- ⇒担当外の職員等でも初動対応が可能となる対応事例集の作成【神奈川県】
- ⇒情報の収集、共有を目的としたクラウド技術を活用したシステムの構築【徳島県】
- ⇒住民広報に際して具体的に必要かつ十分な情報の提供を行うための指針の策定【新潟県】 **事例1**
- ⇒円滑な住民避難のための、事業所の防災に対する取り組みの情報提供【神奈川県】
- ⇒防災計画の実効性を確保するための防災本部による計画の進行管理【神奈川県・大阪府】

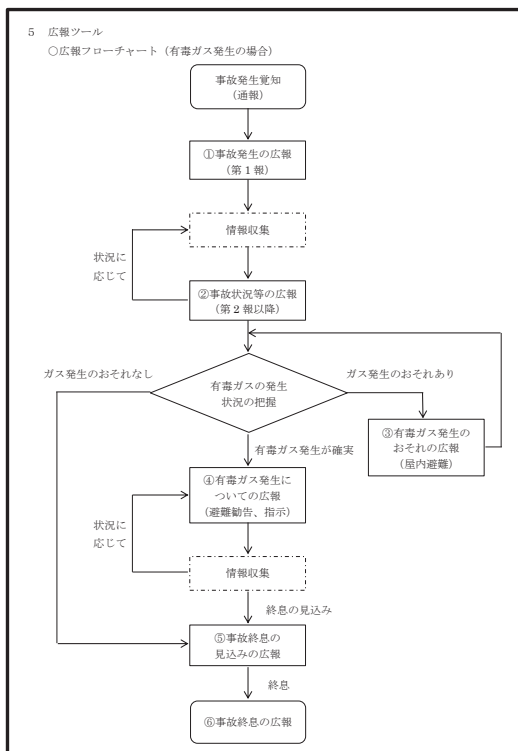
なお、報告書に掲載されている例として新潟県の取り組みを**事例1**に示します。

事例1

災害時に行動できるよう具体的な計画が策定されている事例【新潟県】

別紙1

○石油コンビナート災害時の住民広報マニュアル策定指針



- コンビナート災害時の広報案文(有毒ガス発生の場合)
※広報フローチャートと対応
- ① 事故発生のおそれの広報(第1報)
こちらは、○○市町(事業所、警察、消防等)です。
○○化学○○工場で、□□時○分、火災・爆発・○○等事故が発生しました。
現在、市町は事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。
(今のところ、有毒ガスの発生などの情報はありません。)
市・町民の皆さんは、無用な外出は控え、今後の市町からのお知らせや、消防、警察の情報や指示に注意して下さい。
今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。
(以上、繰り返す)
こちらは、○○市町(事業所、警察、消防等)でした。
- ② 事故状況等の広報(第2報以降)
こちらは、○○市町(事業所、警察、消防等)です。
○○化学○○工場の火災・爆発・○○等事故の概要についてお知らせします。
【事故状況の概要】
○○化学○○工場の火災・爆発・○○等事故は、(まだ火災が延焼中ですが、)
現在のところ有毒ガスの発生などの情報はありません。
引き続き、市・町民の皆さんは無用な外出は控え、今後の市町からのお知らせや、消防、警察の情報や指示に注意してください。
今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。
(以上、繰り返す)
こちらは、○○市町(事業所、警察、消防等)でした。
- ③ 有毒ガス発生のおそれの広報(屋内退避)
有毒ガス(○○ガス)が発生するおそれがありますので、○○地区の皆さんは、念のため、屋内退避し、窓や出入口を閉めてください。
- ④ 有毒ガス発生についての広報(避難勧告・指示)
有毒ガス(○○ガス)が発生していますので、○○地区の皆さんは、直ちに○○道(避難経路)を通って○○小学校(避難所)へ避難してください。
避難するときは、濡らしたタオルやハンカチなどで口や鼻を覆い、姿勢をできるだけ低くしてください。(塩化水素等の場合)

5 防災本部が関わる防災訓練の事例

各防災本部では、限られた予算、人員の中で地域特性に応じた訓練が行われていました。特に参考にしていただきたい事例は次のとおりです。

- ⇒全機関がシナリオの企画段階から参画し、調整の機会を通じて顔の見える関係の構築、災害対応の手続きの確認を行っている。【和歌山県】
- ⇒人事異動を考慮し、年度の初めに基礎的な訓練を、その後シナリオ非提示型訓練を行うなど、ステップアップさせている。【神奈川県】

⇒訓練を課題の検証の場として活用している。【千葉県】
 ⇒外部の者を訓練の評価者とし、外部の意見を積極的に取り入れている。【神奈川県・三重県】 **事例2**
 ⇒訓練に政府機関が開発した新たな技術を取り入れるなど、チャレンジングな取り組みを行っている。【三重県】

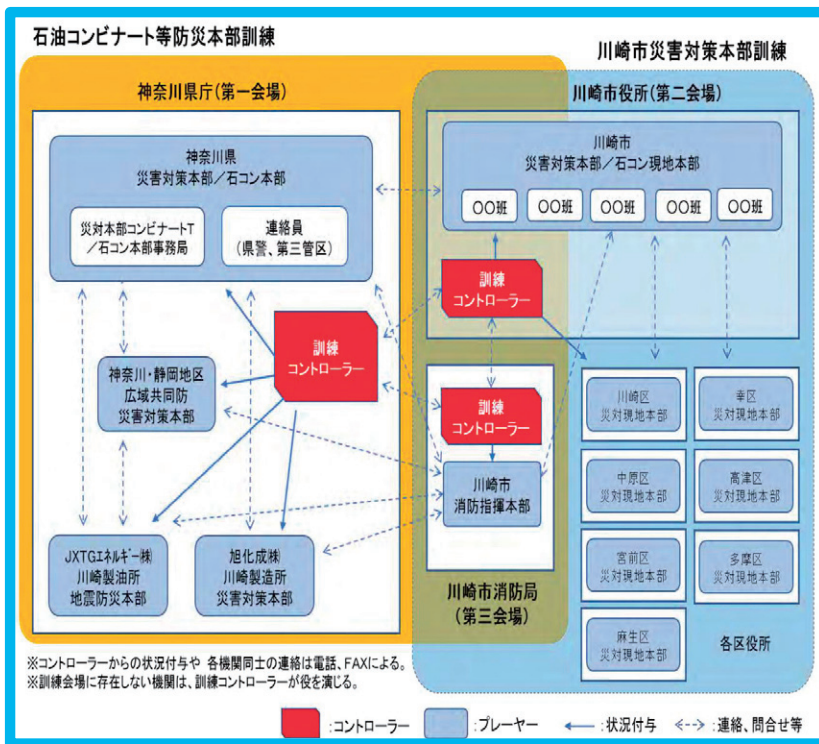
なお、報告書に掲載されている例として神奈川県の訓練を**事例2**に示します。

事例2

第三者による評価を積極的に取り入れている訓練の事例【神奈川県】

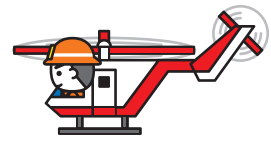
別紙2

○石油コンビナート等防災訓練の概要



第三者による評価





6 まとめ

各防災本部では、ふだんコンビナート行政に携わらない職員が応急対応できるよう、防災計画はもとより、防災計画に基づくマニュアル等の充実を図る努力がなされてきました。

また、訓練については各防災本部でおおむね年1回以上行われ、中には人事異動を考慮して1年の間に基礎的な訓練から応用的な訓練まで幅広く実施していたり、第三者による評価を積極的に取り入れるなど、訓練の実効性の向上に積極的に取り組んでいる防災本部もありました。

一方、訓練の実施に際しては、予算、人員、時間が限られている、また、特にシナリオ非提示型（ブラインド型）訓練の実施に際しては、スキルのある企画者、コントローラーが必要とされるなどの理由から、実効性の高い訓練を実施することが難しいと考えている防災本部が多く見られましたが、それらの解決策として、「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」に示している「標準災害シナリオ」の積極的活用や、訓練支援業務の外部委託が考えられるとしています。

7 おわりに

消防庁では、本報告書が防災本部間の情報交換のきっかけとなり、さらなる防災本部の機能強化に資することを期待しています。

なお、本報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載しています。

URL:(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/houkokusyo.pdf)

問合わせ先

消防庁特殊災害室
TEL: 03-5253-7528

火災危険性を有する おそれのある物質等に関する調査検討報告書の概要

危険物保安室

1 はじめに

近年の科学技術の急激な進展により化学物質の種類が増加することに伴い、現在の消防法では危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上、支障を生ずる物質が流通し、火災発生の危険性や消火活動時の危険性が增大することが考えられます。

これらの物質による災害の発生を未然に防止し、万が一、災害が発生した場合でも安全に消火活動を行うため、当該物質を早期に把握し、危険性を評価することが必要です。

これを踏まえ、平成21年度から毎年「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催しており、過去の事故事例等から対象となる物質を調査・評価し、新たに危険物又は消防活動阻害物質に指定するか否かについて検討を行っています。

ここでは、平成30年度に開催した本検討会の報告書の概要について御紹介します。

2 危険物等の定義

(1) 危険物の定義

危険物は、消防法第2条第7項で「消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と規定されています。

ここでいう「別表第一の品名欄」には、それぞれの分類ごとに固有の物品名が掲げられているもののほか、「その他のもので政令で定めるもの」、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」が掲げられています。

「その他のもので政令で定めるもの」とは、危険物の

規制に関する政令（以下「政令」という。）第1条において規定されている物品名をいい、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」とは、消防法別表第一の品名欄に掲げられる物品を含有しているものをいいます。

また、「同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」とは、政令に定める危険性を判断するための試験（以下「危険物確認試験」という。）において、政令で定める性状を有するものとされています。

危険物は、消防法別表第一において、性状に応じて表1に示す第1類から第6類までの6つのグループに区分されています。

表1 危険物の分類

類別	性質
第1類	酸化性固体
第2類	可燃性固体
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質
第4類	引火性液体
第5類	自己反応性物質
第6類	酸化性液体

(2) 消防活動阻害物質の定義

消防活動阻害物質とは、消防法第9条の3第1項で「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」として規定されている物質をいいます。

ここでいう「政令で定めるもの」とは、政令第1条の10第1項各号に掲げる物質で「当該各号に定める数量以上のもの」と規定されており、物質名とその数量は表2のとおりです。

表2 消防活動阻害物質と数量

① 圧縮アセチレンガス：40kg
② 無水硫酸：200kg
③ 液化石油ガス：300kg
④ 生石灰（酸化カルシウム80%以上を含有するものをいう。）：500kg
⑤ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物のうち別表第一の上欄に掲げる物質：当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量
⑥ 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第二の上欄に掲げる物質：当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量

3 火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討に当たっての考え方

(1) 火災危険性を有するおそれのある物質について

① 火災危険性を有するおそれのある物質の調査方法

火災危険性を有するおそれのある物質の調査については、次の方法で実施します。

ア 候補物質の抽出

国内外の事事例、文献等から火災危険性を有するおそれのある物質を調査し、未実施物質（過去に候補物質とされたが優先順位等により危険物確認試験が未実施の物質）と合わせて、候補物質として抽出します。

イ 調査物質の選定

候補物質の用途及び流通状況を文献、インターネット等により調査し、表3に示す優先順位に従い調査物質を選定します。

表3 優先順位

- | |
|------------------------|
| ① 火災・爆発事故に関与した可能性のある物質 |
| ② 製造・輸入量100 t /年以上の物質 |
| ③ 製造・輸入量100 t /年未満の物質 |
| ④ 用途のみが把握できた物質 |
| ⑤ 用途及び流通量が把握できない物質 |

② 調査物質を危険物に追加する際の考え方

調査物質の火災危険性及び年間の生産量又は輸入量（以下「年間生産量等」という。）が、次のア及びイのいずれも満たす場合、危険物に追加することが適当とされています。

ア 火災危険性について

火災危険性を有するおそれのある物質に関する文献、事故情報、化学式等から想定される性状に応じた危険物確認試験を実施し、政令で定める性状を有すること。

イ 年間生産量等について

火災危険性を有するおそれのある物質の年間生産量等が、次の式で求められる数値以上であること。

【危険物に追加した場合に該当する指定数量※】
×100（倍）×365（日）

※ 危険物確認試験の結果、当該物質が当てはまる政令別表第三の性質欄に掲げる性質に対応した指定数量をいいます。

(2) 消防活動阻害物質について

① 消防活動阻害物質への追加対象物質

表2の⑤及び⑥に該当する毒物及び劇物については、毒物及び劇物指定令の一部改正が行われた場合に、毒物又は劇物に指定・除外されたものについて、消防活動阻害物質の検討対象物質とします。

② 消防活動阻害物質に追加する際の考え方

消防活動阻害物質に追加するための要件については、「消防活動阻害物質の指定基準に関する調査検討委員会（平成6年度）」において、まとめられました。

原則として、危険物に該当するものを除き、流通実態を考慮した表4に示すいずれかの要件に該当するものについて、消防活動阻害物質に追加する必要があるとされています。

表4 追加するための要件

- | |
|----------------------------------|
| ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの |
| ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの |
| ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの |
| ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの |

4 火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討結果

(1) 火災危険性を有するおそれのある物質について

① 火災危険性を有するおそれのある物質の調査及び危険物確認試験結果について

3(1)①の調査の結果、本年度はメタンスルホニルクロリド、2-クロロピリジン、4-メチルテトラヒドロピランについて、危険物確認試験を実施しましたが、いずれも危険性は認められませんでした。（表5）

表5 危険物確認試験結果

No.	物質名	状態	試験項目		評価試験
			圧力容器試験	熱分析試験 (DSC)	
1	メタンスルホニルクロリド	液体	危険性なし	危険性なし	危険性なし
2	2-クロロピリジン	液体	危険性なし	危険性なし	危険性なし
3	4-メチルテトラヒドロピラン	液体	危険性なし	危険性なし	危険性なし

(2) 消防活動阻害物質について

毒物及び劇物指定令に指定された物質について

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第197号）により、毒物又は劇物に新たに指定又は除外された物質等23物質について調査・検討を実施しました。

調査・検討の結果、新たに消防活動阻害物質として追加及び除外すべき物質はありませんでした（表7）。

表7 消防活動阻害物質の検討表

No.	物質名	区分	危険物の指定	消防活動阻害物質	対応の要否
1	5-イソシアナト-1-（イソシアナトメチル）-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン	毒物に指定	第4類	-	すでに危険物であるため対応不要
2	2-クロロピリジン				
3	(ジクロロメチル) ベンゼン				
4	(トリクロロメチル) ベンゼン				
5	ビス(4-イソシアナトシクロヘシル)メタン				
6	2-ヒドロキシエチル=アクリラート				
7	2-ヒドロキシプロピル=アクリラート				
8	N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン	劇物に指定	第4類	-	すでに危険物であるため対応不要
9	エタン-1,2-ジアミン				
10	ジエチル=スルファート				
11	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジアミン				
12	1,2,3-トリクロロプロパン				
13	N,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン				
14	水酸化リチウム-水和物	劇物に指定	-	-	消防活動阻害性を有さないため対応不要
15	二酸化アルミニウムナトリウム				
16	ホスホン酸				
17	レソルシノール				
18	水酸化リチウム				非危険物であり、消防活動阻害性を有すると考えられるため対応要
19	1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-（メチルカルバモイル）-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-1,2,3,4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサリニド	劇物から除外	-	未指定	消防活動阻害性として指定されていないため対応不要
20	4'-（シアノメチル）-2-イソプロピル-5,5-ジメチルシクロヘキサノカルボキサリニド				
21	2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(トリフルオロメチル)プロパンニトリル				
22	無水酢酸0.2%以下を含有する製剤				
23	2-エチル3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート	再調査	-	-	非危険物であり、消防活動阻害性を有すると考えられるため対応要

5 おわりに

消防庁では、災害の発生を未然に防止するため、今後も継続して火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討を行い、新規物質等の危険性の早期把握に努めて参ります。

なお、本検討会の報告書は消防庁ホームページに掲載しておりますので、御参考としてください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/30.html

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物判定係 小島・安田
TEL: 03-5253-7524

消防防災科学技術研究推進制度における平成31年度新規採択課題の公表

総務課

～平成31年度の公募状況及び採択結果について～

「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発を委託し、国民が安心・安全に暮らせる社会を実現するために、平成15年度に創設された競争的資金制度です。

平成31年度新規研究課題について42件の応募があり、外部有識者による評価会において、「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえて審議された結果に基づき、8件を採択しました。

平成31年度の新規採択課題

研究課題名	所属機関名 研究代表者名	連携消防機関等	研究内容
G空間情報とICTを活用した大規模防火対象物における防火安全対策の研究開発	日本消防設備安全センター 木原 正則	さいたま市消防局 千葉市消防局	大規模防火対象物において、G空間情報（屋内測位システム）やICTを活用し、在館者や消防隊員等の屋内位置情報を防災センター等で把握するとともに、スマートマスク（地図情報や赤外線画像等を表示できる面体）やタブレットにより現場の隊員と情報を共有し、効率的かつ安全に消防活動を行うためのシステムを開発する。
被服学的機能解析による活動プロトコルに即した救急隊活動服設計のエンジニアリング	信州大学 若月 薫	相模原市消防局 上田地域広域連合 消防本部	救急隊員は、傷病者の搬送と救命処置を行うため、動きやすさ、温度調節、耐久性、感染防護等に優れた救急隊活動服を必要としている。救急隊活動服として求められている標準的な性能を研究し、デザイン、縫製法、布地等に関する設計指針を提供する。
高粘度液体を用いた木造密集市街地及び伝統的建造物の消防技術の開発	工学院大学 後藤 治	長野市消防局 糸川市消防本部	木造密集市街地等の火災における燃焼抑制や延焼防止のため、建物に付着しやすく、少ない量でも消火効果の高い高粘度液体を使用した消火装置の設計・開発を実施する。
高精度地図を用いた林野火災の消火活動を支援する全天候型映像プラットフォーム	北九州市立大学 奥田 正浩	北九州市消防局	天候、煙等、時々刻々と状況が変化する林野火災の全体状況を把握し、その情報を基に迅速な判断をするため、ドローンからの上空映像や温度データ、隊員からのウェアラブルカメラ映像や入力情報等を地図上に表示し、共有することのできるシステム開発を行う。また、最新の画像処理技術を用いて、悪天候や夜間でもドローンからのクリアな映像が得られる手法を開発する。
ケイ酸化合物系消火剤を用いた油火災消火に関する研究	宮崎大学 塩盛 弘一郎	日向市消防本部	加熱すると固体状の泡が発生するケイ酸化合物を利用して、油火災において油面に被膜を形成し、高い消火性能を発揮する消火剤を開発する。
ふく射熱遮断スプリンクラーの開発	山形大学 江目 宏樹	置賜広域行政事務 組合消防本部	火災現場において火災から放射されるふく射熱を遮断するため、スプリンクラーから放出される水粒子における伝熱現象を解析し、ふく射熱遮断のための最適な水粒子の層を形成することのできるスプリンクラーの設計指針の構築を目指す。
消防活動計画の立案支援のための物理的市街地火災延焼シミュレータの高度化	京都大学 西野 智研	茨木市消防本部	消防活動による延焼抑制効果を考慮した市街地火災延焼シミュレーション手法を開発するとともに、消防機関における消防活動計画の立案を支援するためのシステムの構築を目指す。
爆発性物質の爆発威力等に関する研究	産業技術 総合研究所 松永 猛裕	東京消防庁	爆破テロの発生に際し、消防隊員等の安全性を確保するため、爆薬が爆発したときの威力を計測するとともに、防火帽、防火衣、消防車両を想定した鋼板等の破損状況を確認し、消防活動上の基礎資料を作成する。

消防防災科学技術研究推進制度の代表的な研究

『クラウド型救急医療連携システムの研究(福井大学)』（平成27年度及び平成28年度）
救急車で搬送中の患者の心電図等の情報をクラウドを通じて、医療機関と救急隊が情報を共有することで、適切な医療機関へ迅速に患者を搬送し、医療機関到着後すぐに治療を開始できる救急と医療機関の連携システムが開発されました。



同時に 12誘導心電図とGPS救急画像を 救急隊 ↔ 病院で共有

【開発されたシステムのイメージ】



問い合わせ先

消防庁総務課（消防技術政策担当）
TEL: 03-5253-7541（直通）

平成30年度優良少年消防クラブ・指導者表彰 (フレンドシップ) の開催

消防庁地域防災室

1. はじめに

平成31年3月23日(土)、イイノホール&カンファレンスセンターにおいて、「平成30年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)」を開催しました。

消防庁では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回は、第1部「表彰式」、第2部「特に優良な少年消防クラブ(3クラブ)による活動報告」、第3部「東京消防庁音楽隊による祝典演奏」という構成で開催しました。

2. 少年消防クラブについて

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、小学生から高校生までの青少年で結成されており、平成30年5月1日現在、全国に約4千6百のクラブ、約41万人のクラブ員、約1万4千人の指導者が活動しています。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、防火パトロールや火災予防ポスターの作成などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

3. 式典

第1部では、「特に優良な少年消防クラブ」24団体、「優良な少年消防クラブ指導者」12名が、大西総務大臣政務官から、「優良な少年消防クラブ」42団体が黒田消防庁長官からそれぞれ表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して富山県の富山市立熊野小学校少年消防クラブの代表者より、元気良く「お礼のことば」が述べられました。



特に優良な少年消防クラブの表彰

第2部では、「特に優良な少年消防クラブ」を受賞したクラブの中から、「浦安市少年消防団(千葉県)」、「小金井消防少年団(東京都)」、「大和市少年消防団(神奈川県)」の3クラブに、日頃のクラブ活動について報告していただきました。



小金井消防少年団(東京都)

第3部では、「東京都民と消防の架け橋」として演奏活動を通じて防火・防災の意識向上と協力を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。



東京消防庁音楽隊による祝典演奏

4. 終わりに

今回受賞された少年消防クラブをはじめ、全国の少年消防クラブの皆さんには、多くの仲間とともに日ごろの防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動は、指導者の方々の熱意によって支えられており、指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成・発展に御尽力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁 国民保護・防災部防災課
地域防災室 渡邊
TEL: 03-5253-7561

「平成30年度全国消防団員意見発表会、消防団等地域活動表彰式、防災功労者消防庁長官表彰式及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式」について

地域防災室

平成31年2月10日（日）、ホテルルポール麹町（東京都千代田区）において「平成30年度全国消防団員意見発表会、消防団等地域活動表彰式、防災功労者消防庁長官表彰式及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式」が開催されました。

【全国消防団員意見発表会】

全国から選出された各地で活躍する消防団員11名が、消防団活動に関する課題等について意見発表を行い、5名の審査員による審査の結果、鹿児島県いちき串木野市消防団の内野里映さんが、最優秀賞に選ばれました。



鹿児島県 いちき串木野市消防団 内野 里映

○審査結果（敬称略）

・最優秀賞

鹿児島県 いちき串木野市消防団 内野 里映

・優秀賞

福島県 いわき市消防団 赤津 智彦

静岡県 静岡市消防団 山口 宗谷

・優良賞

秋田県 湯沢市消防団 佐藤 章

群馬県 前橋市消防団 阿久沢 宏

埼玉県 川越市消防団 齋藤 由香

岐阜県 中津川市消防団 黄地 いづみ

奈良県 桜井市消防団 寺林 啓一郎

和歌山県 那智勝浦町消防団 貝岐 直哉

広島県 廿日市市消防団 村田 千晴

沖縄県 中城北中城消防組合消防団 比嘉 竜己

【意見発表会審査員（敬称略）】（五十音順）

青山 佳世

（フリーアナウンサー、第28次消防審議会委員）

石丸 ちえみ

（松山市消防団部長、消防庁消防団等充実強化アドバイザー）

蝶野 正洋

（プロレスラー、消防応援団、一般社団法人ニューワールドアワーズスポーツ救命協会代表理事）

山内 清行 ※審査員長

（日本商工会議所 総務部長）

吉田 卓哉

（NHK制作局 第1制作センター生活・食料番組部長）



全国消防団員意見発表会表彰式



全国消防団員意見発表会発表者

【消防団等地域活動表彰（35団体）】

地域に密着した平常時の活動を積極的に行い地域防災力の向上に寄与し、その活動内容が特に優秀な消防団、及び消防団員である勤務者を雇用し、消防団活動へ特に深い理解や協力を示している事業所並びに団員確保について特に力を入れている消防団を表彰しました。

○代表受領

（消防団表彰）愛知県 安城市消防団

（事業所表彰）東京都 株式会社船清



消防団等地域活動表彰受賞団体（消防団表彰）



消防庁消防団協力事業所表示証交付団体



消防団等地域活動表彰受賞団体（事業所表彰）

【防災功労者消防庁長官表彰（55団体）】

自然災害、大規模事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団を表彰しました。

○代表受領

北海道 胆振東部消防組合鶴川消防団
広島県 坂町消防団



防災功労者消防庁長官表彰受賞団体

【消防団協力事業所表示証交付（33団体）】

消防団活動に協力している実績が特に顕著であると認められる事業所等に対して、消防団への協力の証として「消防庁消防団協力事業所表示証(ゴールドマーク)」を交付しました。

○代表受領

愛媛県 有限会社渡部石材

【受賞者代表謝辞】

受賞者を代表して、広島県坂町消防団の車地健二さんから謝辞をいただきました。



広島県 坂町消防団 車地 健二

○受賞団体一覧

【消防団等地域活動表彰（消防団表彰）21団体】

- 岩手県 平泉町消防団
- 岩手県 普代村消防団
- 茨城県 東海村消防団
- 栃木県 野木町消防団
- 群馬県 沼田市消防団
- 群馬県 渋川市消防団
- 埼玉県 越谷市消防団
- 東京都 国立市消防団
- 神奈川県 横浜市瀬谷消防団
- 神奈川県 川崎市多摩消防団
- 長野県 佐久市消防団
- 長野県 喬木村消防団
- 岐阜県 岐阜市南消防団
- 岐阜県 山県市消防団
- 静岡県 熱海市消防団
- 愛知県 一宮市消防団
- 愛知県 安城市消防団
- 大阪府 泉大津市消防団
- 広島県 広島市東消防団
- 佐賀県 大町町消防団
- 沖縄県 うるま市消防団

【消防団等地域活動表彰（事業所表彰）14事業所】

北海道 農事組合法人勝山グリーンファーム
 栃木県 株式会社栃木県畜産公社
 東京都 株式会社船清
 神奈川県 生駒植木株式会社
 福井県 福井市農業協同組合
 長野県 平穂土建株式会社
 岐阜県 馬瀬建設株式会社
 広島県 谷本建設有限会社
 山口県 ジェムカ株式会社
 徳島県 株式会社群生
 愛媛県 イナン電気株式会社
 福岡県 株式会社PLUS通信
 佐賀県 株式会社トスプロ
 長崎県 博多海陸運送株式会社 対馬支店

【防災功労者消防庁長官表彰 55団体】

北海道 胆振東部消防組合厚真消防団
 北海道 胆振東部消防組合鶴川消防団
 北海道 胆振東部消防組合穂別消防団
 岐阜県 関市消防団
 岐阜県 下呂市消防団
 京都府 綾部市消防団
 岡山県 岡山市消防団
 岡山県 総社市消防団
 岡山県 高梁市消防団
 岡山県 赤磐市消防団
 岡山県 浅口市消防団
 岡山県 里庄町消防団
 岡山県 矢掛町消防団
 岡山県 新庄村消防団
 岡山県 鏡野町消防団
 岡山県 西粟倉村消防団
 岡山県 美咲町消防団
 広島県 広島市中消防団
 広島県 広島市東消防団
 広島県 広島市南消防団
 広島県 広島市西消防団
 広島県 広島市安佐南消防団
 広島県 広島市安佐北消防団
 広島県 広島市安芸消防団
 広島県 広島市佐伯消防団
 広島県 呉市消防団
 広島県 竹原市消防団
 広島県 三原市消防団
 広島県 尾道市消防団
 広島県 福山市消防団
 広島県 府中市消防団
 広島県 三次市消防団
 広島県 庄原市消防団
 広島県 大竹市消防団
 広島県 東広島市消防団
 広島県 廿日市市消防団
 広島県 安芸高田市消防団
 広島県 江田島市消防団
 広島県 府中町消防団

広島県 海田町消防団
 広島県 熊野町消防団
 広島県 坂町消防団
 広島県 安芸太田町消防団
 広島県 北広島町消防団
 広島県 大崎上島町消防団
 広島県 世羅町消防団
 広島県 神石高原町消防団
 山口県 周南市消防団
 愛媛県 松山市消防団
 愛媛県 宇和島市消防団
 愛媛県 大洲市消防団
 愛媛県 西予市消防団
 愛媛県 松野町消防団
 福岡県 久留米市消防団
 福岡県 大野城市消防団

【消防団協力事業所表示証交付 33事業所等】

北海道 株式会社日鋼機械センター
 北海道 三協機械建設株式会社
 青森県 株式会社藤本建設
 岩手県 東北汽船港運株式会社
 岩手県 岩手中央農業協同組合
 宮城県 株式会社佐々木組
 宮城県 協業組合富谷環境
 秋田県 株式会社大森土木
 群馬県 前橋市農業協同組合
 神奈川県 株式会社大津スイミング企画
 新潟県 南雲土建株式会社
 石川県 白山農業協同組合
 石川県 株式会社タキノ工業所
 福井県 株式会社若狭松葉
 山梨県 南アルプス市農業協同組合
 長野県 高木建設株式会社
 長野県 株式会社ハタナカ
 岐阜県 株式会社東海技研
 岐阜県 KYB金山株式会社
 静岡県 有限会社ワタナベ電気防災
 静岡県 株式会社下田電化設備工業
 愛知県 愛知みなみ農業協同組合
 京都府 株式会社日本サルベージサービス
 広島県 谷本建設有限会社
 山口県 宇部フロンティア大学
 徳島県 株式会社群生
 愛媛県 株式会社池田水道
 愛媛県 有限会社渡部石材
 愛媛県 株式会社今治ホンダ
 愛媛県 株式会社プロシーズ
 福岡県 有限会社古門造園
 長崎県 有限会社共栄産業
 長崎県 港祐産業有限会社

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 川野
 TEL: 03-5253-7561

映画「貞子」とタイアップした火災予防広報用ポスターの作成

総務課／予防課

消防庁では、株式会社KADOKAWAの協力を得て5月24日（金）より全国の映画館で公開の映画「貞子」とタイアップした、火災予防広報用ポスターを作成し、全国の消防本部へ配布いたしました。

本ポスターは、インパクト、知名度のある「貞子」とタイアップすることにより、火災の恐ろしさ、住宅用火災警報器の維持管理の重要性について広く伝えるものです。

その呪いは、ある投稿動画から始まった・・・見たら呪われる「リング」から、撮ったら呪われる「貞子」へ

この映画、容赦ない！

詳しくは、こちらの公式ホームページをご参照ください。

<https://sadako-movie.jp/>

住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙等を感知し、警報音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

住宅用火災警報器の設置は、平成18年6月から新築住宅に義務化され、既存住宅には、平成23年6月までに義務化されています。

設置から10年が経過した住宅用火災警報器は、電池切れや内部機器の劣化等が考えられるため、定期的に点検し、必要に応じて交換する必要があります。

詳しくは、消防庁ホームページ（住宅防火関係）をご参照ください。

<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

タイアップ映画『貞子』について

「リング」公開から20年、伝説のオリジナルチームが、この新時代に恐怖の原点を描く。

貞子を生み出した鈴木光司原作の、「リング」を手掛け、最近では「スマホを落とすだけなのに」（平成30年）も大ヒットした中田秀夫が監督の作品。



問い合わせ先

消防庁予防課予防係 吉田、中野
TEL: 03-5253-7523

釧路コールマイン(株)の協力による実火災体験型訓練の実施について

釧路市消防本部(北海道)

1 人材育成と訓練実施経緯

全国共通の課題である、近年の職員大量退職、採用による急激な世代交代に対応するため、当本部も各種研修・訓練を実施していましたが、平成27年に当本部は人材育成における基本的方向性を示す「釧路市消防本部人材育成基本方針」を作成しました。

また、平成29年には基本方針に基づき、各分野、職責ごとの研修訓練の計画と、資格取得や消防大学校・消防学校の各教育課程への入校を関連させ、より具体的で中長期的な組織運営の考え方を「人材育成プラン」として示し、共通認識とすることで各職員が目標設定し易い環境とモチベーション向上に努めるとともに、学校入校者や研修訓練修了者が指導的立場で本部研修や各職場で還元することで、消防全体の強化と人材育成に組織を挙げて取り組んでいます。

この様な取り組みの一方、実災害での現場活動に目を向けると半焼以上になるような火災現場の件数も減少し、火災現場経験の少ない職員が増えています。

実火災現場を再現させた訓練を実施するためには専用の施設環境がなければ難しいですが、釧路市には国内唯一の石炭坑内掘稼行炭鉱である釧路コールマイン株式会社(以下「KCM」という)があり、職員や海外からの実習生に対し採掘技術教育や炭鉱事故への対応教育訓練を実施するための訓練坑道施設を所有しています。

釧路市消防では一昨年度から、その訓練坑道を借用し、KCM職員の施設内設定や訓練時の安全管理など全面的な協力を受けて、実火災体験型の訓練を開始しました。



訓練を実施したKCM施設

2 実火災体験型訓練の取組状況

訓練開始当初は貴重な機会だという思いから、参加隊を増やし過ぎて訓練スケジュールをタイトにしてしまったほか、環境調整などうまくいかず、思い通りの訓練にはなりませんでした。

昨年度は、前回の反省を踏まえて綿密に訓練指導者やKCM職員と打合せを行い、本部研修の「新採用職員研修訓練」と救助隊員養成研修の一つとして実施している「レスキュートレーニング」のカリキュラムの一部として、実火災体験型訓練を実施しました。

新採用職員研修訓練では、災害現場での危険性と安全管理の重要性をしっかりと認識させることを主眼とし、事前に座学で学び、訓練当日はKCM職員、救助隊の支援を受け安全管理を徹底し、濃煙中での検索訓練と、木材に着火し、発火からの火災性状の観察と高温熱気環境を体験する訓練を実施しました。

新人対象のため、負荷を上げ過ぎないように実施しましたが、新人の段階で濃煙と熱気を実際に体験することは、今後それぞれの所属での訓練実施時にも実現場をイメージするのに非常に効果的であり、新採用職員研修訓練のカリキュラムの中でも新人隊員達にとって印象の強い訓練となったようでした。

次に、数年現場経験を重ねて救助隊員を目指す職員を対象に実施しているレスキュートレーニングで行った訓練では、新採用職員研修訓練から一步踏み込み、より実災害対応に即した訓練にしました。

消防大学校救助科を修了した訓練指導者が事前に講義を実施して建築物ごとの火災の特性や性状についてのより専門的な知識を学習し、訓練当日は、新採用職員研修訓練同様KCM職員、救助隊支援のもと、訓練坑道内で木材への着火から、サーマルレイヤリング、中性帯が形成される過程を確認し、ガンタイプノズルを使用して効果的な消火方法の実践や放水による熱や視界の環境変化、開口部からの噴霧放水による負圧排煙の効果等を確認しました。

訓練を通じ、専門的知識を深めるだけでなく、環境に対しての活動限界と、現場でどう対応することが重要か

を各自が考え、実体験できたことで、とても有意義な訓練となり、終了後には隊員だけでなく携わった職員も充実した表情となっていました。



KCM救護隊長からの施設説明



消火坑道外観



消火坑道内部

3 今後について

今後は、実施した訓練をベースに検証、改善を重ね、より効果的な訓練へと進化させていくこと、得られた経験を組織的に共有し、各隊の共通認識にしていくことが課題になりますが、訓練研修を継続的に実施していくことで、各隊が連携し統制の執れた活動、また各火災現場に則した効率的で効果的な活動に繋がっていくと確信します。

4 おわりに

実火災体験型訓練は各教育機関や都市部で近年積極的に導入され、効率的、効果的な消火方法についても検証されていますが、地方の中核市である釧路市でも実火災体験型訓練を実施できたことは、第一に訓練に適した施設があるKCMの全面的な協力を得られたこと、また、当消防本部で進める人材育成で消防大学校や消防学校で専門的な知識と経験を積んだ職員が増え、本部研修で還元する体制が整ってきたこと、訓練実施に向けて数年前から各担当者が調整を進めたことで実現に至りました。

これからも民間企業との連携を生かし、各分野で専門的に学んだ職員と訓練研修を継続実施することで釧路市の消防力維持、強化に努めたいと思います。



中性帯形成の様子



検索訓練進入前の様子

21回目の火災予防祈願 ～ママさんバレーボール大会開催～

東京消防庁小金井消防署

小金井消防署では3月3日、「第21回火災予防ママさんバレーボール大会」を開催しました。

この大会は、小金井消防署開署とともに開始され本年21回目を迎える恒例の催しへと成長しました。表彰式では上位入賞チームに今枝消防署長より賞状と記念品が手渡され、笑顔の記念撮影も行われました。

試合と並行して、役員と全選手が訓練用消火器を使って初期消火訓練を実施し、防火防災意識の高揚を図ることができました。



平日限定「日勤救急隊」を創設

相模原市消防局

相模原市消防局は、救急需要が多い平日の日中時間帯だけ活動する「日勤救急隊」を神奈川県内で初めて創設し、平成31年4月2日から運用を開始しました。1チームは6人編成で2人の女性職員のうち、1人は英会話が堪能なことから、今後増加が見込まれる外国人傷病者にスムーズに対応できるほか、4人が救急救命士の有資格者で、このうち1人は指導救命士の資格があり、他の隊員の教育や指導にもあたります。

また、育児などで24時間勤務が困難な隊員の活躍の場をさらに拓げることも目的としており、さらに働きやすい職場づくりを進めています。



日勤救急隊の隊員

消防通信

望

楼

ぼうろう

高規格救急自動車受納式を実施

東近江行政組合消防本部

東近江行政組合消防本部では、平成31年3月14日（木）、東近江市内に支店を置く廣田証券株式会社から高規格救急自動車一台及び高度救命処置用資機材一式の寄贈を受け、当消防本部において受納式を実施しました。

今回の寄贈は、同社の創業100周年記念に際し、管内住民の救急救命活動に寄与できればとの思いから寄贈されたものです。

当救急自動車は日野消防署に配備し、3月14日（木）から運用を開始しています。



廣田証券社長から樋口消防長へ車両キーを贈呈



高規格救急自動車受納式記念写真

YAO自主防災フェスタを開催

八尾市消防本部

平成30年11月11日（日）10時から大阪府中部広域防災拠点において、地域防災力の向上を目的とした「YAO自主防災フェスタ」を開催しました。

このイベントは、秋季火災予防運動の一環として、地域の自主防災組織の方を対象に開催したもので、特に女性防災リーダー育成のための講習や避難所での外国人に対する情報伝達訓練を実施したとともに、子どもたちや若い世代が起震車で地震体験、ポンプ車による放水体験など「体験コーナー」を主としたイベントを開催いたしました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



消防研修第105号(特集:大規模風水害対策)の発行

消防大学校では、消防本部等における消防防災体制の強化のための知識・技術の向上に資するために、「消防研修」を昭和40年(1965年)10月に創刊、毎年2回発行し、各都道府県、消防学校、消防本部等に配布しています。

消防研修第105号では、「大規模風水害対策」をテーマに特集しました。

近年相次ぐ風水害に対し、消防機関の風水害対応能力の強化や気象情報の改良など様々な取組が行われています。風水害は、突発的に発生する地震や火山災害と異なり、比較的早い段階から様々な防災気象情報が提供され、これを基に市町村長が避難勧告等を発令し、住民の避難を促すことができます。しかし、避難に支援が必要であ

るにもかかわらずその支援の手が届かなかったり、避難勧告等が発令された時点で既に避難困難な環境になっていたり、避難勧告等が行き届かない事例があったことも肝に銘じなければなりません。洪水・土砂災害などの危険性を日頃から認識し、避難可能な環境であるうちに避難するということが非常に重要となります。

こうしたことから、今回の消防研修では「大規模風水害対策」を特集し、防災気象情報の活用方策や救助技術の高度化などについて分析していただくとともに、災害対応や災害時の活動などを紹介していただきました。消防研修最新号は、消防大学校ホームページにも掲載しています。

消防研修第105号(特集:大規模風水害対策)の主な掲載内容

- 大規模自然災害に伴う浸水域における救助技術の高度化について
消防庁国民保護・防災部参事官付救助係長 松浦 知哉
- 急流救助技術の概念から見た大規模風水害対策
東京消防庁 吉樂 隆男
- 風水害から命を守る
気象庁予報部予報課気象防災推進室 防災気象官 高橋 賢一
- 大規模風水害における航空小隊の活動
～平成29年7月九州北部豪雨時の福岡県内の活動から～
福岡市消防局警防部消防航空隊
- 「平成26年8月豪雨災害」の対応について
広島市東消防署 副署長 寺岡 昭夫

問合わせ先

消防大学校調査研究部
TEL: 0422-46-1713



消防大学校だより



平成31年度 消防大学校 客員教授について

消防大学校では、客員教授制度により、消防に関し特に優れた知識及び経験を有し消防大学校における教育等に対して顕著な協力をいただける方に対し、客員教授の称号を授与しています。

このたび、平成31年度の客員教授名簿を作成しましたので、教育訓練等の講師選定の参考として紹介します。

※ 客員教授の連絡先については、消防大学校担当者までお問い合わせください。

※ 客員教授への講師依頼等の事務については、依頼元（各地域の消防学校等）が直接行い、これに係る費用は、依頼元において御負担ください。

専門分野	氏名	所属・職名
(1) 教育技法	山崎 洋史	昭和女子大学大学院 心理学専攻教授 総合教育センター長
(2) 人材育成	小島 晴夫	元さいたま市消防局長
(3) 組織管理	新井 雄治	元東京消防庁消防総監
(4) 消防実務法規	秋山 恵	元東京消防庁理事兼総務部長
(5) 予防法令運用	荒井 伸幸	元東京消防庁理事兼総務部長
(6) 予防政策	有賀 雄一郎	元東京消防庁次長
(7) 地域防災	瀧本 浩一	山口大学大学院創成科学研究科准教授
(8) 接遇、話し方技法、女性消防団活動	小澤 浩子	赤羽消防団 副団長
(9) 防災図上訓練	日野 宗門	Blog防災・危機管理トレーニング 主宰

平成31年度 特別講習会及び消防大学校フォーラムの開催について

消防大学校では、ラグビーワールドカップ2019等の大規模イベントへの開催に向けて、NBC災害対応能力及び多数傷病者対応力の向上を主眼とした特別講習会を開催するとともに、平成28年度から消防における重要課題への取組みに寄与することを目的とした消防大学校フォーラムを実施しています。

平成31年度の開催予定は、下表のとおりです。
開催に関する実施詳細は、各都道府県消防防災主管課に通知いたします。

○特別講習会

開催日	開催場所	定員
令和元年 5月15日(水)	福島県会場（郡山市：けんしん郡山文化センター）	200名
9月上旬	茨城県会場（調整中）	//
12月中旬	千葉県会場（市原市内）	//

○特別講習会及び消防大学校フォーラム

（特別講習会の講義に加え、女性消防吏員の活躍をテーマとしたフォーラムを開催）

開催日	開催場所	定員
令和元年 11月中旬	宮城県会場（仙台市内）	200名

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



報道発表

最近の報道発表 (平成31年3月24日～平成31年4月23日)

<総務課>

31.4.3	消防防災科学技術研究推進制度の平成31年度研究開発課題の採択	消防庁では、近年の自然災害の増加、少子高齢化、社会資本の老朽化等を踏まえ、消防防災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金）により研究開発を推進しています。 この度、平成31年度の研究開発課題を採択しましたので、公表します。
--------	--------------------------------	---

<救急企画室>

31.3.26	「平成30年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表	近年、救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化を背景として救急需要が増大する一方、救急隊の増隊には限界があるため、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供するかが近年の救急業務に係る課題となっています。こうした課題に対応するため、「救急業務の円滑な実施と質の向上」、「救急車の適正利用の推進」等を目的として、「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。 このたび、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。
---------	---------------------------------	--

<予防課>

31.4.18	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布	消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）の内容について、平成31年1月22日から平成31年2月20日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、41件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。
31.4.18	消火器点検アプリの本格運用の開始	「消火器点検アプリ」は、平成30年4月1日から試行版を提供していましたが、利用者のニーズ調査や本日公布する「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等の内容を踏まえて改修し、本日より本格運用版の提供を開始しますので、お知らせします。本日以降、小規模な施設の関係者は、消防法第17条の3の3に基づく点検報告書として、このアプリを用いて作成した点検結果報告書を消防署等へ提出することができます。
31.4.12	大和ハウス工業（株）が供給した住宅における防火基準への不適合	大和ハウス工業（株）が平成13年3月から平成20年12月に供給した共同住宅73棟について、同社より、準耐火構造に適合しないおそれがある状態（適切に防火被覆が施されていない状態）で施工し、このうち、48棟については、消防法、東京都火災予防条例又は横浜市火災予防条例の基準に違反するおそれがあるとの報告がありました。 建築基準に関する不適合に係る詳細は、本日同社が発表している資料のとおりです。なお、これらの共同住宅は、本年4月中を目途に改修される予定です。（改修された場合には、消防法、東京都火災予防条例又は横浜市火災予防条例における違反は解消されることとなります。）
31.3.29	「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」の公表	火を使用しない新たなたばこ（加熱式たばこ）の市場が急速に拡大する中、これらの火災発生危険を検証・整理するなどして、消防法令等の適用及び安全対策を整理するため、消防庁では、「加熱式たばこ等の安全対策検討会」を開催した結果、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します。

<危険物保安室>

31.3.29	「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討報告書」の公表	消防庁では、燃料電池自動車の利用環境整備に資するため、水素スタンドをガソリンスタンド（給油取扱所）に併設する場合の基準を順次整備しているところです。今般、その一環として、「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会」を開催し、調査・検討を行いました。 この度、検討会報告書がとりまとめられましたので、公表します。
---------	--	---

<危険物保安室・特殊災害室>

31.3.29	「屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化に係る調査検討報告書」の公表	消防庁では、シミュレーションや非破壊検査の活用により屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化を図り、もって工事等の際の検査方法の合理化を進めることを目的として、「屋外貯蔵タンクの検査技術の高度化に係る調査検討会」を開催し、調査・検討を行いました。 この度、検討会報告書がとりまとめられましたので、公表します。
31.3.29	プラント保安分野におけるドローンの安全な活用の促進に向け、「ガイドライン」と「活用事例集」をとりまとめました	消防庁では、プラント保安分野におけるドローンの安全な活用の促進に向け、厚生労働省及び経済産業省と連携し、「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」において、プラント内でドローンを安全に運用するための「ガイドライン」と国内外企業の先行事例を盛り込んだ「活用事例集」をとりまとめました。

<防災課>

31.3.27	市町村における津波避難計画の策定状況の調査結果	消防庁では、市町村における津波避難計画の策定状況等について調査を実施し、この度、平成30年12月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。 本調査結果を受け、本日、消防庁では、津波避難計画の策定が進んでいない地方公共団体に対し、必要な取組を進めるよう通知を發出いたします。 今後も津波発生時における避難に万全を期するよう地方公共団体に対し働きかけを行ってまいります。
---------	-------------------------	--

<防災情報室>

31.3.28	「消防指令システム等の相互接続に関する研究会」報告書の公表	消防庁では、消防指令システムと消防救急無線に関して、異なる製造販売業者のシステム間での相互接続を可能とするための共通インターフェース仕様をとりまとめること等を目的として、平成29年11月から「消防指令システム等の相互接続に関する研究会」（座長：藤井成生 電気通信大学教授）を開催し、検討を行ってきたところですが、今般、研究会報告書が取りまとめられましたので、公表します。
31.3.28	「災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進に関する検討会」報告書・導入に関する手引きの公表	消防庁では、平成30年5月から「災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進に関する検討会」（主査：中村功 東洋大学社会学部教授）を開催し、一回の入力で複数の情報伝達手段へ一斉に送信できる仕組みの検討を行ってきたところですが、今般、検討会報告書及び一斉送信機能の導入に関する手引きを取りまとめましたので公表します。



最近の通知 (平成31年3月24日～平成31年4月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成31年4月19日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	消防職員の公正な採用について
事務連絡	平成31年4月19日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課 消防庁国民保護・防災部 地域防災室	緊急時メンタルサポートチームに関する参考資料の送付について
消防危第81号	平成31年4月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長		危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防予第141号	平成31年4月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長		「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」の運用について
消防予第79号	平成31年4月18日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」の公布について
消防予第123号	平成31年4月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消火器点検アプリの本格運用及び消火器点検パンフレットの送付について
事務連絡	平成31年4月18日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について(情報提供)
消防危第73号	平成31年4月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正及び点検実施上の留意事項について
消防消第78号	平成31年3月29日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防直の整備指針の一部改正について(通知)
府政防第503号 消防防第65号	平成31年3月29日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長	南海トラフ地震防災対策推進計画の作成について(通知)
消防予第103号	平成31年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)
消防消第88号	平成31年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	警防活動時等の安全の確保について
消防危第51号 消防特第49号	平成31年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン等の送付について
消防防第60号	平成31年3月29日	各都道府県知事	消防庁次長	平成31年度市町村長の災害対応力強化のための研修の開催及び受講者の募集について
消防情第77号	平成31年3月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	「災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進に関する検討会」報告書の公表及び手引きの活用について
消防救第49号	平成31年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	救急隊の感染防止対策の推進について(通知)
消防危第47号	平成31年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物等に係る事故防止対策の推進について
消防消第80号 消防救第53号 消防情第15号	平成31年3月28日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁次長	外国人・障害者に円滑に対応するための取組について(通知)
事務連絡	平成31年3月28日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室長	風水害発生時における危険物施設の被害状況調査に関する結果概要について
消防防第54号	平成31年3月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課長	津波避難計画の策定等について
事務連絡	平成31年3月26日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁消防・救急課	「平成30年度消防庁女性活躍ガイドブック」の送付について
事務連絡	平成31年3月25日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁消防・救急課	女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進に関する調査の結果について

広報テーマ

5 月		6 月	
①風水害への備え	防災課	①危険物安全週間	危険物保安室
②e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	防災課	②全国防災・危機管理トップセミナー	防災課
		③地震に対する日常の備え	防災課

風水害に対する備え

防災課

はじめに

我が国では毎年、台風や梅雨前線等の影響による多量の降雨があり、全国各地で洪水や土砂災害等の風水害が発生しています。

平成30年7月豪雨では、長時間にわたる記録的な大雨により、各地で河川の氾濫による浸水や土砂崩れ等が発生し、特に岡山県、広島県及び愛媛県においては、多数の死者が発生するなど甚大な被害がもたらされました。



「平成30年7月豪雨」による洪水被害
岡山県倉敷市真備町（東京消防庁提供）

洪水

流域に降った多量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、大規模な洪水被害が発生します。平常時には川遊びができるような穏やかな河川であっても、短時間で局地的に激しい雨が降り注ぐと、急激に増水して氾濫し、流域に甚大な被害をもたらす場合があります、実際に各地でそうした事例が発生しています。

土砂災害

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となり、山や崖が崩れたり、土砂が雨などの大量の水と混ざり合っただけで一気に流れたりする自然災害で、すさまじい破壊力をもつ土砂が一瞬にして多くの人命や住宅などの財産を奪ってしまう恐ろしい災害です。

局地的な大雨による災害

気象庁によると、近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、中小河川の急な増水、地下空間やアンダーパス(※)の浸水等により、車が立ち往生したり、床上・床下浸水等の被害が生じる事例が多く発生しています。
※アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分をいい、周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっています。

早めの避難が命を救う

災害発生のおそれがある場合、居住者等の安全を考慮して、市町村から避難勧告等の避難に関する情報が伝達されます。避難勧告等が伝達された場合には、すぐに安全な場所に避難しましょう。

また、避難勧告等が伝達されていなくても、身の危険を感じた場合には、「自らの命は自らが守る」という心構えで、自発的に避難することが重要です。

都道府県や市町村では、防災訓練や防災に関する講演会等を定期的の実施しています。こうした訓練等にぜひ積極的に参加して、いざという時にとるべき行動などを今一度確認しましょう。

警戒レベルの導入

平成30年7月豪雨では、防災情報が発信されていたものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない等、様々な課題がありました。これらの課題を踏まえ、中央防災会議の下に設置されたワーキンググループによる検討が行われ、住民が自らの命は自らが守るという意識を持ち、また、行政は住民が適切な行動をとれるよう全力で支援するという目指すべき社会の方向性が示されました。その具体的施策の一つとして、住民が様々な防災情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を下記のとおり5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動を支援することとされました。

警戒レベル5は、既に災害が発生してしまっている状況であることから、警戒レベル5を待つことなく、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始で高齢者等の避難に時間がかかる方々が避難を開始し、警戒レベル4避難勧告で全員が避難することが求められます。また、気象庁等が発表する各種の気象警報等にも避難の判断の参考となるよう警戒レベルの数字が付されることとなります。なお、この仕組みは、本年の出水期からの運用開始を予定しております。

【避難のタイミングを明確化】 警戒レベル3:高齢者等避難 警戒レベル4:全員避難

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川洪水予報 土砂災害警戒情報 警報 危険度分布
警戒レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒レベル1	心構えを高める	警報の可能性	

<警戒レベルの概要>

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 舘野、片山
TEL: 03-5253-7525



e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ

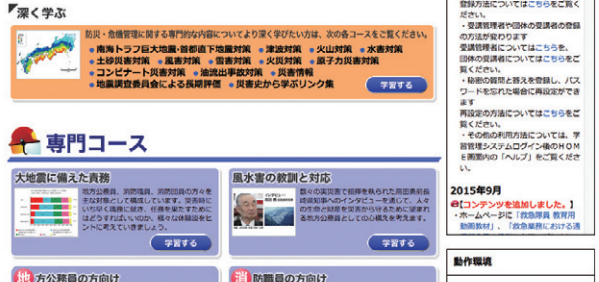
防災課

消防庁では、インターネットで、いつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習できる「防災・危機管理e-カレッジ」を運用しております。防災業務に携わる方だけでなく、広く住民の方にも災害への認識や必要な知識、技術を習得できるよう様々な内容から構成されており、学習者の知識量に応じて、入門コース、一般コース、専門コースの3つのコースを用意しています。

掲載されているコンテンツを一部紹介すると、入門コースの「風水害から生き延びる！」では、あらかじめハザードマップなどで平時から自身の居住地の危険性を確認することや、災害時には防災行政無線等からの情報に注意すること、避難の際に気をつけることなどについて学ぶことができます。また、一般コースの「過去の災害に学ぶ」では、東日本大震災や平成29年7月九州北部豪雨、平成30年に発生した様々な自然災害などの過去の災害事例を紹介しています。

掲載しているコンテンツについては、随時見直しを行っていますので、「防災・危機管理e-カレッジ」を積極的に活用して、防災・危機管理に関する知識を身につけていただくとともに、集団で行う防災関連の学習、教育等にも是非ご活用ください。

【防災・危機管理e-カレッジトップページ】



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



令和元年度市町村長の災害対応力強化のための研修の開催

防災課

消防庁では、『市町村長の災害対応力強化のための研修』を以下のとおり、昨年度よりも開催回数を大幅に拡充して開催します。

1 研修の趣旨

市町村長が、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面で、的確かつ迅速な判断・指示を行えるよう、市町村長の災害対応力の強化を図るための研修です。風水害をテーマに、各局面において市町村長が特に留意すべき事項を確認しながら、報道発表のシミュレーション等も含めた実践的なスキルの向上を図ります。

また、今年度の出水期から運用開始予定の警戒レベルの概略についても内容に盛り込む予定です。

2 研修の概要

【日時・場所】

第1回 令和元年5月16日（木）14:00～16:45

第2回 令和元年5月17日（金）9:15～12:00

第3回 令和元年5月17日（金）14:00～16:45

※三番町共用会議所

東京都千代田区九段南2-1-5

第4回 令和元年6月10日（月）14:00～16:45

第5回 令和元年6月11日（火）9:15～12:00

第6回 令和元年6月11日（火）14:00～16:45

※総務省地下2階講堂

東京都千代田区霞が関2-1-2

第7回～第9回 令和元年11月開催予定

会場は未定ですが、東京都内で開催予定

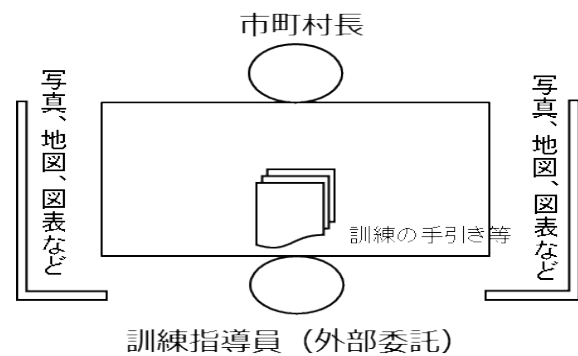
（決定次第、別途通知いたします。）

【対象者】

全国の市町村長 各回20名（計180名）

3 研修の内容

訓練指導員との個別面談方式で、発災の恐れがある段階から発災後3日まで、状況を付与し、フェーズごとの意思決定を行う研修です。



4 研修カリキュラム

- 「警戒期」
 - A 市町村体制の確立
 - B 避難勧告・指示等の判断と伝達
- 「発災・初動対応期」
 - C 大規模災害発生直後の対応
 - D マスコミ対応
(報道発表シミュレーションを含む。)
- 「避難生活期」
 - E 避難所の設置・運営



(平成30年度の研修の様子)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 たての 館野、片山
TEL: 03-5253-7525

来る、きっと来る。迫りくる火災に備えて!
日常に潜む火災の影。火災は全てを失います…。

池田エライザ
塚本高史 清水尋也 姫嶋ひめか 桐山漣 ともさかりえ 佐藤仁美
原作:鈴木光司「タイド」(角川ホラー文庫)
監督:中田秀夫「リング」 「スマホを落とすだけでなのに」
脚本:杉原憲明 音楽:海田庄吾
主題歌:女王蜂「聖戦」(Sony Music Associated Records)
プロモーション使用楽曲:女王蜂「feels like "HEAVEN"」(Sony Music Associated Records)

5.24^{FRI}

貞子

撮ったら…

それは、
ある投稿動画から
始まった…

あなたのお家は大丈夫ですか。
住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。

FDMA 総務省消防庁
住民とともに Fire and Disaster Management Agency

住宅防火関係

検索